



阪神水道企業団公報

令和8年9月15日(火)

第407号

毎月15日発行

目 次

◇訓令◇

- 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程
- 阪神水道企業団被服貸与規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

- 阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程

◇訓 令◇

訓令第3号

庁中一般
各 所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月14日

阪神水道企業団
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程
阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(就業時間等) 第2条 省略 2 省略 3 第1項本文の規定にかかわらず、職員からの申し出を受け、所属長が公務に支障がないと認めるときは、当該職員の実業時間を次の区分により変更することができる。 (1) 早出 午前7時45分から午後4時30分まで又は午前8時15分から午後5時まで	(就業時間等) 第2条 省略 2 省略 3 第1項本文の規定にかかわらず、職員からの申し出を受け、所属長が公務に支障がないと認めるときは、当該職員の実業時間を次の区分により変更することができる。 (1) 早出 午前7時45分から午後4時30分まで

(2) 遅出 午前9時15分から午後6時まで又は午前9時45分から午後6時30分まで

第4条 削除

(私傷病による療養休暇)

第9条の4 職員が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合（出産予定の女性職員が妊娠4か月未満で流産した場合を含む。）において、企業長が特に療養を要すると認めたときは、その療養期間中の引き続き3日を超える日数について療養休暇を与える。ただし、この場合において、現に有する年次休暇の日数が3日以下である職員については、その年次休暇の日数を超えた日から、流産した職員については、その流産した日から与えることができる。

2 及び 3 省略

(健康管理休暇)

第10条 女性職員が生理日に休暇を請求したときは、健康管理休暇を与える。

(産前、産後休暇)

第11条 出産予定の女性職員が医師又は助産婦の証明を提示して休養を願い出たときは、産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)、産後8週間の休暇を与える。ただし、8週間経過後でも特別の場合においては、医師の診断により延長することができる。

2 省略

(特別休暇)

第15条の2 省略

(1)～(9) 省略

(2) 遅出 午前9時45分から午後6時30分まで

(育児時間)

第4条 女子職員であつて生後満3年に達しない子を育てる者に対しては、その願い出により前条の休憩時間のほか、1日に2回各々30分以上の育児時間を与える。

(私傷病による療養休暇)

第9条の4 職員が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合（出産予定の女子職員が妊娠4か月未満で流産した場合を含む。）において、企業長が特に療養を要すると認めたときは、その療養期間中の引き続き3日を超える日数について療養休暇を与える。ただし、この場合において、現に有する年次休暇の日数が3日以下である職員については、その年次休暇の日数を超えた日から、流産した職員については、その流産した日から与えることができる。

2 及び 3 省略

(生理休暇)

第10条 女子職員が生理日に休暇を請求したときは、生理休暇を与える。

(産前、産後休暇)

第11条 出産予定の女子職員が医師又は助産婦の証明を提示して休養を願い出たときは、産前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)、産後8週間の休暇を与える。ただし、8週間経過後でも特別の場合においては、医師の診断により延長することができる。

2 省略

(特別休暇)

第15条の2 省略

(1)～(9) 省略

(10) 生後満3年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

1日に2回各々30分又は1日に1回1時間以内の時間（男性職員にあつては、その子が生後満1歳に達するまでとし、当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者のうち、同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができないものを含む。）が当該職員がこの号の育児時間を使用しようとする日におけるこの号の育児時間を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、これらの時間から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間をそれぞれ差し引いた時間を超えない時間）

(11)～(16) 省略

（会計年度任用職員等についての適用除外）

第15条の6 第9条の3（公務上の負傷又は疾病による療養休暇を除く。）、第15条並びに第15条の2 第14号及び第15号の

(10)～(15) 省略

（会計年度任用職員等についての適用除外）

第15条の6 第9条の3（公務上の負傷又は疾病による療養休暇を除く。）、第15条並びに第15条の2 第13号及び第14号の

規定は、会計年度任用職員等には適用しない。 (年次休暇以外の休暇の単位) 第17条 省略 (1) 第9条の3から第15条まで、第15条の2第1号から第4号まで、第7号から第9号まで及び第13号から第16号まで並びに第15条の3の休暇 1日又は半日 (2)及び(3) 省略 2 省略	規定は、会計年度任用職員等には適用しない。 (年次休暇以外の休暇の単位) 第17条 省略 (1) 第9条の3から第15条まで、第15条の2第1号から第4号まで、第7号から第9号まで及び第12号から第15号まで並びに第15条の3の休暇 1日又は半日 (2)及び(3) 省略 2 省略				
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。					
附 則 この規程は、令和8年10月1日から施行する。					
訓令第4号 庁中一般 各 所 阪神水道企業団被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和8年9月14日 阪神水道企業団 企業長 吉 田 延 雄 阪神水道企業団被服貸与規程の一部を改正する規程 阪神水道企業団被服貸与規程（昭和33年訓令第151号）の一部を次のように改正する。 <table> <tr> <th>改 正 後</th><th>改 正 前</th></tr> <tr> <td>別表（第3条関係） 別紙1のとおり</td><td>別表（第3条関係） 別紙2のとおり</td></tr> </table> 備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。		改 正 後	改 正 前	別表（第3条関係） 別紙1のとおり	別表（第3条関係） 別紙2のとおり
改 正 後	改 正 前				
別表（第3条関係） 別紙1のとおり	別表（第3条関係） 別紙2のとおり				

附 則

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）（改正後）

別紙1

貸与対象区分			制式 作業服 ^{*1} (夏用)	作業服 ^{*1} (冬用)	作業靴	安全靴	防暑服	送風機能付 作業服 ^{*2}	作業帽
事務 職員	7 級 ～ 1 級	本 庁	4 年	4 年	—	—	1 年	—	4 年
		事業場			4 年				
技術 職員	6 級 以上	本 庁 事業場	3 年	3 年	2 年	5 年	1 年	—	2 年
	5 級		2 年	4 年		3 年 ^{*3}			
	4 級 以下		1 年						

*1 ジャンパー型上下衣

*2 ファン、バッテリーを除く。

*3 総務部所属職員を除く。

別表（第3条関係）（改正前）

別紙2

貸与対象区分	制式	貸与期間
事務職員	作業服(ジャンパー型上下衣・夏用、冬用)	4 年
	作業靴(本庁以外の男性のみ)	4 年
	防暑服	1 年
	作業帽	4 年
技術職員	作業服(ジャンパー型上下衣・夏用、冬用。6 級職以上)	3 年
	作業服(ジャンパー型上下衣・夏用、冬用。5 級職)	2 年
	作業服(ジャンパー型上下衣・冬用。4 級職以下)	2 年
	作業服(ジャンパー型上下衣・夏用。4 級職以下)	1 年
	作業靴	2 年
	安全靴(6 級職以上)	5 年
	安全靴(5 級職以下)	4 年
	防暑服	1 年
	作業帽	2 年

◇管 理 規 程◇

阪神水道企業団管理規程第7号

阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年8月27日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団工事監督規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団工事監督規程（平成26年管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（監督員の職務） 第3条 監督員は、現場状況を的確に把握し、関係法令、契約書、<u>約款</u>及び設計図書（設計書、図面、仕様書及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に基づき、監督業務を厳正に行わなければならない。 2 省略 （総括監督員及び担当監督員） 第4条 監督員を総括監督員と担当監督員に区分し、それぞれ次の職務を行う。 (1) 総括監督員 ア <u>受注者</u>に対する指示、承諾又は協議で総括監督員が重要と認めるもの。 イ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の<u>確認</u>又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）のうち、総括監督員が必要と認めるもの。 ウ～カ 省略 (2) 担当監督員 ア <u>受注者</u>に対する指示、承諾又は協議等 イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は<u>受注者</u>が作成した詳細図等の承諾 ウ 設計図書に基づく工程の管理、立	（監督員の職務） 第3条 監督員は、現場状況を的確に把握し、関係法令、契約書及び設計図書（設計書、図面、仕様書及び質疑回答書をいう。以下同じ。）に基づき、監督業務を厳正に行わなければならない。 2 省略 （総括監督員及び担当監督員） 第4条 監督員を総括監督員と担当監督員に区分し、それぞれ次の職務を行う。 (1) 総括監督員 ア <u>請負人</u>に対する指示、承諾又は協議で総括監督員が重要と認めるもの。 イ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の<u>検査</u>又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）のうち、総括監督員が必要と認めるもの。 ウ～カ 省略 (2) 担当監督員 ア <u>請負人</u>に対する指示、承諾又は協議 イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は<u>請負人</u>が作成した詳細図等の承諾 ウ 設計図書に基づく工程の管理、立

会い、工事の施工状況の<u>確認</u>又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。） エ～カ 省略 （監督員の指名等） 第5条 工事施行規程第6条の2の規定により工事請負契約書の写しの送付を受けた工事施行課長は、所属する技術職員のうちから監督員を指名するものとする。 2 省略 3 <u>工事施行課長は、工事内容等に応じ、1工事に2人以上の担当監督員を指名するものとする。この場合において、そのうち1人を主任監督員に指名するものとする。</u> 4 及び 5 省略 第6条 <u>削除</u> （受注者への通知） 第7条 工事施行課長は、当該工事の<u>受注者</u>に対し、監督員の職氏名を監督員通知書（<u>別記様式</u>）をもって通知するものとし、監督員を変更した場合も同様とする。 （緊急措置） 第10条 監督員は、災害の防止その他工事の施工上、<u>受注者</u>をして緊急に臨機の措置をとらせる必要があると認められると	会い、工事の施工状況の<u>検査</u>又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。） エ～カ 省略 （監督員の指名等） 第5条 工事施行規程第6条第2項の規定により工事請負契約書の写しの送付を受けた工事施行課長は、所属する技術職員のうちから監督員を指名するものとする。 2 省略 3 <u>工事施行課長が、1工事に2人以上の担当監督員を指名したときは、そのうち1人を主任監督員に指名する。</u> 4 及び 5 省略 （<u>監督業務の兼務等</u>） 第6条 <u>工事施行課長は、当初設計金額が1億円未満の工事又は技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、総括監督員を置かないことができる。</u> 2 <u>総括監督員を置かない場合における担当監督員は、上司の指導のもとに自己の監督業務と併せて総括監督員業務を担当するとともに、工事施行課長に報告すべき事項が発生した場合は、上司を通じて行わなければならない。</u> （<u>請負人への通知</u>） 第7条 工事施行課長は、当該工事の<u>請負人</u>に対し、監督員の職氏名を監督員通知書（<u>様式第1号</u>）をもって通知するものとし、監督員を変更した場合も同様とする。 （緊急措置） 第10条 監督員は、災害の防止その他工事の施工上、<u>請負人</u>をして緊急に臨機の措置をとらせる必要があると認められると
---	---

きは、工事施行課長に報告して、その指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、監督員の判断により受注者に指示を与え、事後速やかにそのてん末を工事施行課長に報告しなければならない。

- 2 監督員は、受注者から災害の防止等のため、特に急を要し、監督員の指示を受けることなくとった措置について通知を受けたときは、状況を調査のうえ工事施行課長に報告するものとする。

(災害による被害)

第11条 監督員は、天災その他の災害により、工事関係者の人身若しくは工事（工事現場に搬入された検査済材料を含む。）に被害を生じたとき、又は被害を生じたことについて受注者から通知があったときは、直ちに工事施行課長に報告し、指示を受けなければならない。

(完成報告等)

第12条 監督員は、受注者から完成届又は検査願の提出があったときは、当該内容について確認のうえ、工事施行課長に報告しなければならない。

(検査の立ち会い等)

第13条 監督員は、工事施行規程第15条及び第16条の規定に基づき検査員が行う検査に立ち会わなければならない。

- 2 検査の結果により、発注者が受注者に対し手直し等を命じたときは、監督員は、その履行を確認するものとする。

(監督業務に関する図書)

第16条 監督員は、次に掲げる図書を作成及び分類整理し、監督業務の経緯を明らかにするものとする。

(1)及び(2) 省略

(3) 工事材料の試験及び検査結果を記載した図書

きは、工事施行課長に報告して、その指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情があるときは、監督員の判断により請負人に指示を与え、事後速やかにそのてん末を工事施行課長に報告しなければならない。

- 2 監督員は、請負人から災害の防止等のため特に急を要し、監督員の指示を受けることなくとった措置について通知を受けたときは、状況を調査のうえ工事施行課長に報告するものとする。

(災害による被害)

第11条 監督員は、天災その他の災害により、工事関係者の人身若しくは工事（工事現場に搬入された検査済材料を含む。）に被害を生じたとき、又は被害を生じたことについて請負人から通知があったときは、直ちに工事施行課長に報告し、指示を受けなければならない。

(完成報告等)

第12条 監督員は、請負人から完成届又は検査願の提出があったときは、当該内容について確認のうえ、工事施行課長に報告しなければならない。

(検査の立ち会い等)

第13条 監督員は、工事施行規程第17条の規定に基づき検査員が行う検査に立ち会わなければならない。

- 2 検査の結果により、検査員が請負人に対し手直し等を命じたときは、監督員は、その履行を確認するものとする。

(監督業務に関する図書)

第16条 監督員は、次に掲げる図書を作成及び分類整理し、監督業務の経緯を明らかにするものとする。

(1)及び(2) 省略

(3) 工事材料の試験及び検査結果を記載した図書（主要材料検査簿（様式第2

(4) 工事の出来形及び品質を記載した図書

(5)及び(6) 省略

(7) 工事日報（受注者からの提出にかかるもの。）

(8) 省略

別記様式（第7条関係）

年 月 日		
工事 <u>受注者</u> 名		
課長（場長・所長）名		
監 督 員 通 知 書		
年 月 日付をもって請負契約を締結した次の工事について、阪神水道企業団工事監督規程第7条の規定に基づき、下記のとおり監督員を通知します。		
記		
起工番号		
工 事 名		
施工場所		
監 督 員 職 氏 名	変更前 （当初）	
	変更後	
特記事項		

号）を含む。）

(4) 工事の出来形を記載した図書

(5)及び(6) 省略

(7) 工事日報（請負人からの提出にかかるもの。）

(8) 省略

様式第1号

年 月 日		
工事 <u>請負人</u> 名		
課長（場長・所長）名		
監 督 員 通 知 書		
年 月 日付をもって請負契約を締結した次の工事について、阪神水道企業団工事監督規程第7条の規定に基づき、下記のとおり監督員を通知します。		
記		
起工番号		
工 事 名		
施工場所		
監 督 員 職 氏 名	変更前 （当初）	
	変更後	
特記事項		

様式第2号 省略

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 2 | 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 |
| 3 | 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に、改正前の第5条及び第6条の規定により、監督員が指名されている工事については、なお従前の例による。